

JCHO の委託生制度について

JCHO 病院では、令和3年度から JCHO 看護専門学校に入学する委託生を募集しています。看護専門学校の詳細は「JCHO 看護専門学校委託生募集要項」をご覧ください。

1. 委託生制度とは



『委託生制度』は、将来 JCHO 病院で働きたいと希望する人を応援する制度です。JCHO 病院の委託生となり、JCHO 看護専門学校に入学し、卒業後委託元の病院に勤務していただきます。

委託生になられた方には、委託元の病院から奨学金を貸与され、学費負担の軽減を図ることで学業に専念していただけます。

また、卒業して看護師免許取得後、一定期間委託元の病院に勤務することで奨学金の返還が免除されます。



2. 委託生とは

次の条件を満たした場合に「委託生」となります。

- (1) JCHO 病院において委託生候補者と認められ、推薦書を交付された方
- (2) JCHO 看護専門学校の「委託生入学試験」に合格した方
- (3) JCHO 病院と奨学金貸与に係る手続を終了した方

3. 委託生制度の奨学金は

- (1) JCHO 病院委託生として JCHO 看護専門学校に入学し、卒業後委託元の JCHO 病院に勤務する方に対し、奨学金を貸与します。
- (2) 貸与期間：入学年度の4月から卒業までの期間（36ヶ月）
- (3) 貸与金額：月額 50,000 円
(病院によって金額が異なります。)
- (4) 返済：①奨学生の資格が取消されたとき
②委託元の JCHO 病院に就職できなかったとき
③卒後、2年以内に看護師免許が取得できなかったとき
④卒後、貸与期間に満たないで退職したとき
⑤卒後、就業規則に著しい違反行為があったとき
- (5) 返済免除：免許取得後、貸与された病院において一定期間勤務をしたとき
※詳細は各病院の奨学金貸与要領によります。

4. 委託生のメリット

- (1) 試験科目数が少ない。（推薦入試と同等）
- (2) 就職先を探す心配がない。地元で安定的に働ける。
- (3) 在学期間、奨学金が貸与され、一定期間勤務すると免除される。
- (4) JCHO は公的病院であり、給与等の待遇が公務員程度である。

- (5) 就職後の研修体制が充実している。
- (6) 全国に病院があるため、転勤も可能である。

5. 委託生の応募から委託元病院への就職まで

- (1) 委託生入学試験の応募
別添『委託生応募申請書』を高校へ提出して下さい。
高校では、上記申請書と調査書を希望する病院へ送付して下さい。
- (2) 病院での面接
希望する病院から連絡がありますので、その指示により面接等を受けて下さい。
- (3) 願書提出
希望する JCHO の看護専門学校へ願書とともに、委託元病院から渡された『調査書』と『委託生推薦書』が入った封筒を一緒に提出して下さい。
- (4) 委託生入学試験
受験する看護専門学校の指定する試験科目を受験します。
可否通知は全員に送付します。合格した方は入学手続きを行って下さい。
- (5) 奨学金貸与の手続き
合格者は、委託元病院で『奨学金貸与』の手続をします。
- (6) 奨学金の振込
入学年度の4月から毎月奨学金が振り込まれます。
- (7) 卒業
卒業して看護師免許取得後、委託元の JCHO 病院へ就職します。

委託生制度のイメージ

